

図書館協議会について(法、条例等による位置づけ、役割など)

1. 図書館法 (抜粋)

(図書館協議会)

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第15条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第16条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

<文部科学省令で定める基準>

(図書館法施行規則)

第三章 図書館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準

第12条 法第16条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

2. 養父市立図書館の設置及び管理に関する条例 (養父市立図書館条例) (抜粋)

(図書館協議会)

第8条 法第14条第1項の規定に基づき、図書館に養父市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員(以下「委員」という。)は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから、養父市教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験者

3 委員の任期は、2年間とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第9条 この条例の施行に関し、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

3. 養父市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則 (抜粋)

(図書館協議会)

第13条 図書館協議会(以下「協議会」という。)は、図書館の運営に関し、教育委員会の諮問に応じるとともに、館長に対して意見を述べることができる。

(会長及び副会長)

第14条 協議会は、委員の互選により、会長、副会長各1人を置く。

2 会長は、協議会を総理し、会議の長となる。

3 副会長は、会長事故あるときは、その職務を代理する。

(協議会の開催)

第15条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。ただし、会長及びその職務を代理するものが在任しない時の委員会は、教育委員会が招集する。

(会議)

第16条 協議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって、これを決する。可否同数のときは、会長が決する。

(庶務)

第17条 協議会の庶務は、図書館において処理する。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、図書館の運営管理について必要な事項は、教育委員会の承認を得て、館長が別に定める。